

旅客営業規則

株式会社ハピラインふくい

旅客營業規則改正控

[illegible]

目 次

第1編 総 則

第1条	この規則の目的	-----	1 0
第2条	適用範囲	-----	1 0
第3条	用語の意義	-----	1 0
第4条	消費税等の課税および免税	-----	1 0
第5条	運賃等前払の原則	-----	1 0
第6条	契約の成立時期および適用規定	-----	1 0
第7条	旅客の運送等の制限または停止	-----	1 0
第8条	運行不能の場合の取扱い	-----	1 1
第9条	営業キロの端数計算方法	-----	1 1
第10条	期間の計算方法	-----	1 1
第11条	乗車券類等に対する証明	-----	1 1
第12条	旅客等の提示または提出する書類	-----	1 1

第2編 旅客営業

第1章 通 則

第13条	乗車券類の購入および所持	-----	1 1
第14条	営業キロ	-----	1 1
第15条	駅員無配置駅の旅客の取扱い	-----	1 2

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

第16条	乗車券類の種類	-----	1 2
------	---------	-------	-----

第17条	乗車券類の発売箇所および発売方法	1 2
第18条	乗車券類の発売範囲	1 2
第19条	乗車券類の発売日	1 3
第20条	乗車券類の発売時間および発売区間	1 3
第21条	特別の乗車券類の発売	1 3
第22条	割引乗車券類の発売の制限	1 3
第23条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	1 3
第24条	割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	1 3

第2節 普通乗車券の発売

第25条	普通乗車券の発売	1 4
第26条	普通乗車券の特殊発売	1 4

第3節 定期乗車券の発売

第27条	通勤定期乗車券の発売	1 4
第28条	通学定期乗車券の発売	1 4
第29条	定期乗車券の一括発売	1 4

第4節 回数乗車券の発売

第30条	回数乗車券の発売	1 5
------	----------	-----

第5節 団体乗車券の発売

第31条	団体乗車券の発売	1 5
第32条	団体旅客運送上の区分	1 6
第33条	団体旅客運送の申込	1 6
第34条	団体旅客運送の引受	1 6
第35条	責任人員および保証金	1 6
第36条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	1 7
第37条	団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等	1 7

第3章 旅客運賃

第1節 通 則

第38条	旅客運賃等の種類	18
第39条	旅客運賃等計算上の経路	18
第40条	旅客運賃等計算上の営業キロの計算方	18
第41条	旅客の区分およびその旅客運賃等	19
第42条	小児の旅客運賃等	19
第43条	割引の旅客運賃等	19
第44条	旅客運賃等の概算収受	19
第45条	旅客運賃等割引の重複適用の禁止	19

第2節 普通旅客運賃

第46条	片道普通旅客運賃	19
第47条	乗継割引普通旅客運賃	20
第48条	往復普通旅客運賃	20

第3節 定期旅客運賃

第49条	大人定期旅客運賃	20
第50条	小児定期旅客運賃	20
第51条	割引定期旅客運賃	20
第52条	乗継割引定期旅客運賃	20
第53条	端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	20

第4節 普通回数旅客運賃

第54条	普通回数旅客運賃	20
------	----------	----

第5節 団体旅客運賃

第55条	団体旅客運賃	21
第56条	団体旅客運賃の計算方法	21
第57条	実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	22

第58条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算	22
----------------------------	----

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

第59条 乗車券類の使用条件	22
第60条 乗車券類の効力の特例	22
第61条 券面表示事項が不明または不備の乗車券類	22
第62条 不乗区間に対する取扱い	22
第63条 有効期間の起算日	22
第64条 小児用乗車券類の効力の特例	23
第65条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い	23

第2節 乗車券の効力

第66条 有効期間	23
第67条 継続乗車	23
第68条 途中下車	23
第69条 普通回数乗車券の同時使用	23
第70条 割引普通回数乗車券の効力	23
第71条 改氏名の場合の定期乗車券の書替	23
第72条 乗車券が前途無効となる場合	23
第73条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	24
第74条 定期乗車券が無効となる場合	24
第75条 学生用割引乗車券等の効力	25
第76条 通学定期乗車券等の効力	25

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

第77条 乗車券類の表示事項	26
第78条 乗車券類の様式の変更または補足等	26
第79条 字模様の印刷	27
第80条 乗車券類の駅名等の表示方法	27

第 8 1 条 旅客運賃の割引等に対する表示-----	2 8
-----------------------------	-----

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通乗車券の様式

第 8 2 条 片道乗車券の様式 -----	2 8
------------------------	-----

第 8 3 条 往復乗車券の様式 -----	2 9
------------------------	-----

第 2 款 定期乗車券の様式

第 8 4 条 定期乗車券の様式 -----	2 9
------------------------	-----

第 3 款 普通回数乗車券の様式

第 8 5 条 普通回数乗車券の様式 -----	3 0
--------------------------	-----

第 4 款 団体乗車券の様式

第 8 6 条 団体乗車券の様式 -----	3 1
------------------------	-----

第 3 節 特別補充券の様式

第 8 7 条 特別補充券の発行 -----	3 3
------------------------	-----

第 8 8 条 特別補充券の様式 -----	3 3
------------------------	-----

第 6 章 乗車券類の改札および引渡し

第 1 節 通 則

第 8 9 条 乗車券類の改札-----	3 3
----------------------	-----

第 9 0 条 乗車券類の引渡し-----	3 3
-----------------------	-----

第 2 節 乗車券の改札および引渡し

第 9 1 条 普通乗車券の改札および引渡し-----	3 3
-----------------------------	-----

第 9 2 条 定期乗車券の改札および引渡し -----	3 4
------------------------------	-----

第 9 3 条 普通回数乗車券の改札および引渡し-----	3 4
-------------------------------	-----

第 9 4 条 団体乗車券の改札および引渡し -----	3 4
------------------------------	-----

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

第95条 乗車変更等の取扱箇所 -----	34
第96条 払いもどし請求権行使の期限-----	34
第97条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃等の 収受または払いもどしをする場合の既収額 -----	34

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

第98条 乗車変更の種類 -----	35
第99条 乗車変更の取扱範囲 -----	35
第100条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限-----	35
第101条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止 -----	35
第102条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間-----	35
第103条 別途乗車-----	35

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

第104条 乗車券類変更-----	35
-------------------	----

第3款 旅行開始後または使用開始前の乗車変更の取扱い

第105条 区間変更 -----	36
第106条 団体乗車券変更 -----	36

第3節 旅客の特殊取扱

第1款 通 則

第107条 旅客運賃等の払いもどしに伴う割引証等の返還 -----	36
第108条 乗車変更等の手数料の払いもどし -----	36
第109条 旅客運賃等の払いもどしをしない場合 -----	36
第110条 払いもどし手数料 -----	36

第2款 乗車券類の無札および無効

第111条 乗車券の無札および不正使用の旅客に対する

旅客運賃・増運賃の収受 ----- 36

第112条 定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の収受 ----- 37

第113条 乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法----- 37

第3款 乗車券類の紛失

第114条 乗車券類紛失の場合の取扱い ----- 37

第115条 再収受した旅客運賃等の払いもどし ----- 38

第116条 団体乗車券紛失の場合の取扱い----- 38

第4款 任意による旅行の取りやめ

第117条 旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし ----- 38

第118条 使用開始前の定期旅客運賃および普通回数旅客運賃の払いもどし----- 38

第119条 旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし ----- 38

第120条 旅行開始後または使用開始後の旅客運賃の払いもどし ----- 38

第121条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし----- 39

第122条 普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし ----- 39

第123条 旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし ----- 39

第124条 傷い疾病等の場合の証明----- 39

第125条 有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例 ----- 39

第5款 運行不能および遅延

第126条 列車の運行不能または遅延等の場合の取扱い ----- 40

第127条 旅行中止による旅客運賃等の払いもどし ----- 40

第128条 有効期間の延長 ----- 40

第129条 無賃送還の取扱い ----- 41

第130条 旅客運賃等の払いもどし駅 ----- 41

第131条 不通区間の別途旅行の取扱い----- 41

第132条 定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長
または旅客運賃の払いもどし ----- 41

第133条 運行不能・遅延等の場合のその他の請求----- 41

第6款 誤乗および誤購入

第134条 誤乗区間の無賃送還-----	4 2
第135条 誤乗区間無賃送還の取扱い-----	4 2
第136条 乗車券類の誤購入の場合の取扱い-----	4 2

第8章 入場券

第137条 入場券の発売-----	4 2
第138条 入場券の種類および料金-----	4 2
第139条 入場券の効力-----	4 2
第140条 入場券が無効となる場合-----	4 3
第141条 入場券の様式-----	4 3
第142条 入場券の改札および引渡し-----	4 3
第143条 無札入場者-----	4 3
第144条 入場料金の払いもどし-----	4 3

第9章 手回り品

第145条 手回り品および持込禁制品-----	4 3
第146条 無料手回り品-----	4 4
第147条 有料手回り品および普通手回り品料金-----	4 4
第148条 普通手回り品切符-----	4 4
第149条 普通手回り品切符の効力-----	4 5
第150条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置-----	4 5
第151条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置-----	4 5
第152条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置-----	4 5
第153条 手回り品の保管-----	4 5

別表1 駅間営業キロ-----	4 6
別表2 旅客運賃（普通旅客運賃）-----	4 7
別表3 通勤定期運賃、通学定期運賃-----	4 8
別表4 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等-----	5 3
別表5 危険品-----	5 6

第1編 総 則

（この規則の目的）

第1条 この規則は、株式会社ハピラインふくい（以下「当社」という。）における旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売（以下これらを「旅客運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社線に係る旅客運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- ア 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- イ 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。ただし、乗車券類の取扱いについていう場合は、駅員を配置している時間帯における停車場をいう。
- ウ 「駅員無配置駅」とは、駅員を配置していない牛ノ谷駅・細呂木駅・丸岡駅・春江駅・森田駅・越前花堂駅・大土呂駅・北鯖江駅・王子保駅・南条駅・湯尾駅・今庄駅・南今庄駅をいう。
- エ 「列車」とは、旅客運送を行う列車をいう。
- オ 「運賃等」とは、運賃および旅客運送等に係る料金をいう。
- カ 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合においては、その列車に乗車することをいう。
- キ 「旅客鉄道会社線」とは、JR線をいう。
- ク 「旅客会社線」とは、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社の経営する鉄道線をいう。

（消費税等の課税および免税）

第4条 この規則に規定する運賃等については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額および地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

- 2 消費税等が免除される場合の運賃等は前項の額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

（運賃等前払の原則）

第5条 旅客等が旅客運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は現金をもって、所定の運賃等を提供するものとする。ただし、当社が特に認める場合は、ICOCA乗車券、小切手、定額小為替証書、普通為替証書または払出証書によっても支払うことができる。

（契約の成立時期および適用規定）

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃等を支払い、乗車券類および入場券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをする場合を除き、当該契約が成立した時の規定によるものとする。

（旅客の運送等の制限または停止）

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- ケ 乗車券類および入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- コ 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- サ 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込の列車等の制限

- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、不通区間内の駅が着駅となる旅客または不通区間を通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、乗車券類を発売することがある。

ア 不通区間については、任意に旅行する。

イ 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において自動車等の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方法)

第9条 営業キロを計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方法)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。

2 期間の初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(注) 期間の始期および終期の例を示せば、次のとおりである。

(例1) 3月20日から1日間とは、3月20日のみである。

(例2) 6月1日から1箇月間とは、6月30日までである。

(例3) 11月30日から3箇月間とは、2月末日(平年の場合は2月28日、閏年の場合は2月29日)までである。このように、月の期間を計算する場合、最後の月に応当日がないときは、その月の末日が終期となる。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提示または提出する書類)

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示または提出する書類は、墨、インキまたはボールペンにより記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

3 旅客等から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の旅客運賃等を支払うときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅(自動券売機設置駅を除く。)から乗車する旅客または係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ)

第14条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合においては、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表1に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客が乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行うものとする。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

ア 乗車券

ア) 普通乗車券 { 片道乗車券
往復乗車券

イ) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)
通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

ウ) 乗継割引普通乗車券 { 乗継割引片道乗車券
乗継割引往復乗車券

エ) 乗継割引定期乗車券 { 乗継割引通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)
乗継割引通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

オ) 普通回数乗車券

カ) 団体乗車券

イ 特殊割引乗車券

ウ 企画乗車券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第17条 乗車券類は、駅において、係員または自動券売機により発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 旅客が乗車券類を所持しないで乗車した場合には、当該列車内において乗車券類を発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第18条 駅において発売する乗車券類は、当該駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、他の駅から有効な乗車券類を発売することがある。

ア 乗車券 (通学定期乗車券を除く。) を所持する旅客に対して、その券面の未使用区間の駅 (着駅以外の駅については、途中下車のできる駅に限る。) を発駅とする普通乗車券を発売する場合。

イ 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券または普通回数乗車券を当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合。

ウ 団体乗車券を発売する場合。

- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券および旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車についても有効な普通乗車券を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第19条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

ア 普通乗車券

前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。

イ 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前から発売する。

ウ 団体乗車券

運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。

(乗車券類の発売時間および発売区間)

第20条 駅において発売する乗車券類の発売時間および発売区間については、次の各号に定めるところによる。

ア 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

イ 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

ウ 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券の発売区間については別に定めることがある。

(特別の乗車券類の発売)

第21条 当社が特に必要と認める場合においては、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券を発売することがある。

- 2 前項の規定によって乗車券を発売する場合は、旅客が特定される場合を除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係駅に掲示する。

(割引乗車券類の発売の制限)

第22条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第23条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書または通学定期乗車券購入兼用の証明書を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させた場合には、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第24条 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

ア 記載事項が不明となったものを使用したとき。

イ 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。

ウ 有効期間を経過したものを使用したとき。

エ 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。

オ 記名人以外の者が使用したとき。

- 2 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。

ア 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。

イ 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

（普通乗車券の発売）

第25条 旅客が、列車に乗車する場合においては、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券を発売する。

ア 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

イ 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

（普通乗車券の特殊発売）

第26条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を所持する場合または旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅または乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。

2 前項の規定は、第20条の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。

3 前各項の規定によって発売した乗車券を所持する旅客に対しては、前途の駅または車内において、これと引換に旅客の請求する区間の普通乗車券を発売する。この場合、既に収受した旅客運賃と旅客の請求する区間の普通旅客運賃（旅客が旅客運賃割引証を提出した場合または旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合は、割引の普通旅客運賃）とを比較して不足額を収受し、過剰額は駅（取扱箇所が車内の場合にあっては前途の駅）において払いもどしをする。

第3節 定期乗車券の発売

（通勤定期乗車券の発売）

第27条 旅客が、区間を同じくして乗車する場合において、別に定める定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月または6箇月間有効の通勤定期乗車券を発売する。

（通学定期乗車券の発売）

第28条 西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第2条に規定する施設（以下「指定学校」という。）の学生（第40条第4項別表3に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、通学のため区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において必要事項を記入して発行した別に定める通学証明書を出したときまたは第76条第1項イに規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業または試験会場を含む。）もより駅との相互間について、1箇月、3箇月または6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項および第8項の規定による有効期間の開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3 指定学校の学生、生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合において、当社が必要と認めたときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

（定期乗車券の一括発売）

第29条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定にする必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 普通回数乗車券の発売

（普通回数乗車券の発売）

第30条 旅客が、当社線の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。

- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。
- 3 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、前項に規定する区間を、区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業または試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

ア 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生

イ 通信教育を行う高等学校の生徒

第5節 団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）

第31条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

ア 学生団体

次の一に該当する学校等の学生等（以下「学生等」という。）が8人以上とその付添人、当該学校等施設の教職員（嘱託の医師および看護婦を含む。以下同じ。）または同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等施設の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童

イ 訪日観光団体

訪日観光客8人以上またはこれと同行する旅行者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するもの。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官・一般社団法人日本旅行業協会会長または一般社団法人全国旅行業協会会長において発行した訪日観光団体であることの証明書を所持するものに限る。

ウ 普通団体

前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

- 2 前項アに規定する付添人は、大人とし、次の各号の一に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。
- ア 幼稚園の幼児、保育所の児童または小学校第3学年以下の児童であるとき。
- イ 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。
- 3 第1項アに規定する旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が100人までごとに1人とする。
- 4 旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱を行い、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客の運送上の区分)

第32条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがって運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

ア 利用列車による区分

ア) 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間または一部区間を該当団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

イ) ア以外の列車を利用する団体

ウ) 定期列車または専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

イ 大口、小口による区分

ア) 大口団体

前号アに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客

イ) 小口団体

ア以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

(ア) A小口団体

31人以上の人員によって構成される団体旅客

(イ) B小口団体

8人以上30人までの人員によって構成された団体旅客

(団体旅客運送の申込)

第33条 第31条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した別に定める団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。また、運輸上支障がないと認められる場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

ア 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の8箇月前の日から2箇月前の日まで。

イ 前項以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の6箇月前の日から14日前の日まで。

2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に掲げる団体区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

ア 学生団体 市町村教育委員会の教育長または学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

イ 訪日観光団体 代表者、申込責任者または旅行業者

ウ 普通団体 当該団体の代表者、申込責任者または旅行業者

(団体旅客運送の引受)

第34条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合においては、運輸上支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車日および乗車する列車を指定して運送の引受けをする。

3 前条の規定によって提出された団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付する。

(責任人員および保証金)

第35条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として運送の引受けを行う。

ア 臨時列車の設定または客車を増結して運送する団体

イ その他当社が特別の手配をして運送する団体

2 前項の規定による責任人員は、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客の場合にあつては、それぞれの申込人員）の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の端数が生じたときは、大人と小児とをそれぞれに切り捨てた人員。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際の乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件とするものとする。

- 3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件として、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
- ア 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しない場合においては、当該団体旅客運送の申込みを取消したものみなす。
 - イ 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
 - ウ 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当する。この場合において、保証金が団体旅客運賃を上回る場合にあっても、その上回る額は返還しない。納付された保証金には、利子を附さない。

（一部区間不乗の団体乗車券の発売）

第36条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

（団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等）

- 第37条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員または一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。
- ア 団体乗車券の購入前に変更する場合には、当該団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。
 - イ 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更またはその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第35条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
- ア 申込人員その他の変更により責任人員および保証金に増減がある場合は、次による。
 - ア) 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員および保証金が減少するときは、これらを変更する。
 - イ) ア以外の場合は、責任人員および保証金を変更しない。
 - イ 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合を除き、すでに収受した保証金を返還しない。
- 3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

第3章 旅客運賃等

第1節 通 則

(旅客運賃等の種類)

第38条 旅客運賃等の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ア 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
- イ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
 - 通学定期旅客運賃（1箇月、3箇月、6箇月）
- ウ 乗継普通旅客運賃
 - 乗継割引片道乗車券
 - 乗継割引往復乗車券
- エ 乗継定期旅客運賃
 - 乗継割引通勤定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
 - 乗継割引通学定期乗車券（1箇月、3箇月、6箇月）
- オ 普通回数旅客運賃
- カ 団体旅客運賃
- キ 特殊割引旅客運賃
 - (ア) 被救護者割引普通旅客運賃
 - (イ) 身体障害者割引普通旅客運賃
 - (ウ) 身体障害者割引定期旅客運賃
 - (エ) 身体障害者割引回数旅客運賃
 - (オ) 知的障害者割引普通旅客運賃
 - (カ) 知的障害者割引定期旅客運賃
 - (キ) 知的障害者割引回数旅客運賃
 - (ク) 精神障害者割引普通旅客運賃
 - (ケ) 精神障害者割引定期旅客運賃
 - (コ) 精神障害者割引回数旅客運賃
 - (ク) 特定者用割引定期旅客運賃

ク 小児旅客運賃

小児の旅客運賃は、前項アからカおよびキの（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（キ）、（ク）、（コ）について設定する。

(旅客運賃等計算上の経路)

第39条 旅客運賃等は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する。

(旅客運賃等計算上の営業キロの計算方)

第40条 営業キロを使用して旅客運賃等を計算する場合は、線路が同一方向に連続する場合に限り、発着区間の営業キロを通算して計算する。

(旅客の区分およびその旅客運賃等)

第41条 旅客運賃等は、次の各号に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃等を収受する。

- 大人 12才以上の者
但し、12才以上13才未満の小学校の児童は、小児として取扱う。
- 小児 6才以上12才未満の者
但し、6才以上7才未満の小学校入学前の小児は、幼児として取扱う。
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児または乳児であっても、次の各号の一に該当する場合においては、これを小児とみなし旅客運賃等を収受する。

- ア 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- イ 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- ウ 幼児が、団体旅客として旅行するときまたは団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- エ 幼児または乳児が指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用するとき。

3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃等を収受しない。

(小児の旅客運賃等)

第42条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃等は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃等の2分の1の額とし、10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額（以下この方法を「端数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃等)

第43条 割引の旅客運賃等は、別に定める場合を除き、大人または小児の無割引の旅客運賃等から割引額を差し引いて端数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区分ごとに前号の規定によって計算した運賃の合計とする。

前各号の取扱いは、第47条に規定する乗継割引普通旅客運賃および第52条に規定する乗継割引定期旅客運賃に対しても適用する。

割引の旅客運賃等の種類、発売条件および割引率等は、別表4のとおりとする。

(旅客運賃等の概算収受)

第44条 車内において旅客運賃等を収受する場合は、旅客運賃等の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃等割引の重複適用の禁止)

第45条 旅客は、旅客運賃等について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃等の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(片道普通旅客運賃)

第46条 片道普通旅客運賃は、次の各号による額とする。

- ア 大人片道普通旅客運賃
発着区間の営業キロにより運賃表に定めた額とする。
- イ 小児、幼児、乳児の旅客運賃
小児の運賃は、大人片道普通旅客運賃（乗継割引普通旅客運賃を含む。）を折半し、端数計算した額とする。
- ウ 幼児および乳児の運賃は、小児とみなす場合を除き無賃とする。

(乗継割引普通旅客運賃)

第47条 旅客が当社線と旅客会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引普通旅客運賃を設定する。

(往復普通旅客運賃)

第48条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第49条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 通勤定期旅客運賃

発着区間の営業キロにより運賃表に定めた額とする。

イ 通学定期旅客運賃

発着区間の営業キロにより運賃表に定めた額とする。

(小児定期旅客運賃)

第50条 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。

(割引定期旅客運賃)

第51条 次の各号による生徒に対しては、大人通学定期旅客運賃から次の割引を行う。

ア 高等学校および特別支援学校の高等部の生徒 1割引

イ 中学ならびに盲学校、聾学校および養護学校（以下「特殊学校」という）の中学部の生徒 3割引

ウ 小学校および特殊学校の小学校の児童については、小児通学定期旅客運賃の3割引とする。

(乗継割引定期旅客運賃)

第52条 旅客が当社線と旅客会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引定期旅客運賃とする。

（端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃）

第53条 第29条第2項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第4節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第54条 普通回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

イ 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

ウ 第30条第3項アに規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について2割引とする。

エ 第30条第3項イに規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について5割引とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第55条 第31条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引く。

ア 学生団体

ア) 学生、生徒、児童および幼児

大人 5割

小児（幼児含む） 3割

イ) 教職員、付添人および旅行者 3割

イ 普通団体・専用臨時団体

ア) 普通団体

(ア) 1期 1割

(イ) 2期 1割5分

イ) 専用臨時列車を利用する団体

(ア) 1期 5分

(イ) 2期 1割

- 2 前項に規定する取扱期別の第1期と第2期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第2期に該当する場合は、第2期の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合においては、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第1期	1月 1日から 1月10日まで 3月 1日から 5月31日まで 7月 1日から 8月31日まで 10月 1日から 10月31日まで 12月21日から 12月31日まで
第2期	第1期以外の日

- 3 前項の規定によるほか、普通団体・専用臨時団体に対しては、団体旅客31人以上50人までのときは、うち1人、51人以上のときは、50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。

- 4 前各項の取扱いは、第47条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

(団体旅客運賃の計算方法)

第56条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。

ア 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

イ 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ウ 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

- 2 前項アおよびイの場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに割引額を差し引いて端数計算し、これを合計した額とする。

- 3 前各項の計算方法は、第47条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

（実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃）

第57条 第35条第2項の規定による条件により運送の引受けをした団体旅客の実際の乗車人員（無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際の乗車人員と責任人員に不足する人員（大人および小児別に責任人員が定められているときは、大人および小児別に不足する人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

- 2 大人および小児別に責任人員が定められている場合において、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員について、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算した人員（その人員の合計に1人未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた人員。）を、不足人員から差し引いて計算する。

（団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算）

第58条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第40条の規定によるほか、次のとおりとする。

ア 旅客が第36条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払う場合においては、前後の区間および当該不乗区間の営業キロを通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体の団体旅客運賃は、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って計算する。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

（乗車券類の使用条件）

第59条 乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合は、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 3 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

（乗車券類の効力の特例）

第60条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

ア 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

イ 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

（券面表示事項が不明または不備の乗車券類）

第61条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となった場合においては、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合においては、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項または様式の整っていない乗車券類について準用する。

（不乗区間に対する取扱い）

第62条 旅客は、第60条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第63条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第64条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第59条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第65条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券類の効力

(有効期間)

第66条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号に定めるところによる。

ア 普通乗車券

ア) 片道乗車券 1日とする。

ただし、連絡乗車券については、旅客連絡運輸規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）第75条第1項第1号のイの（イ）のaによるものとする。

イ) 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

イ 定期乗車券 1箇月、3箇月または6箇月とする。

ウ 普通回数乗車券 3箇月とする。ただし、通学用割引普通回数乗車券については6箇月とする。

エ 団体乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第67条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第59条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備または時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、接続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

第68条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める場合を除く。

ア 普通乗車券で営業キロが100km以内の場合

イ 普通回数乗車券

ウ 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(普通回数乗車券の同時使用)

第69条 大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第60条の規定にかかわらず1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(割引普通回数乗車券の効力)

第70条 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第71条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第72条 乗車券(往復乗車券、連続乗車券または普通回数乗車券にあつては、その使用する券片)は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- ア 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- イ 旅客が第150条第1項第1号・第151条または第152条の規定の取扱いを受けたとき。
- ウ 旅客が伝染病予防法第18条(明治30年法律第36号)によって途中で下車させられたとき、または鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第73条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効とし回収する。

- ア 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を当該割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- イ 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- ウ 第24条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- エ 資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- オ 券面表示事項(途中下車印を含む。)をぬり消し、または改変して使用したとき。
- カ 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券または普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- キ 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- ク 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- ケ 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第67条に規定する場合を除く。
- コ 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- サ 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第64条に規定する場合を除く。
- シ 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- ス その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造(擬装を含む。以下同じ。)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第74条 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- ア 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- イ 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- ウ 使用資格、氏名、年齢、区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- エ 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- オ 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- カ 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- キ 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- ク 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- ケ 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- コ 通学定期乗車券を使用する旅客が、第75条の規定による証明書を携帯していないとき。
- サ 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- シ その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(学生用割引乗車券等の効力)

第75条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生または生徒がその在学する指定学校の代表者の発行した次条に規定する証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
契印 旅行証明書 No. 下記の者は、当施設 ☐ の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。 氏 名 _____ (才) 付添人氏名 _____ (才) 乗 車 区 間 _____ 駅から _____ 駅まで () 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行 発行者 _____ 所 在 地 _____ 施 設 名 _____ 施設代表者氏名 _____ 代表者 職 印	(注 意) (1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。 (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

8.5cm
6 cm

備考：(1) 内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

(通学定期乗車券等の効力)

第76条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

ア 一般用

表	裏
契印 証 明 書 No. 下記の者は、当校 所属 部(科) の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才) 生年月日 年 月 日生 住 所 _____ 平成 年 月 日発行 発行者 _____ 所在地 _____ 学校名 _____ 代表者氏名 _____ 代表者 職 印	(注 意) (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

8.5cm

イ 通学定期乗車券購入兼用

表面
17cm

契印	通学定期乗車券発行控																																																				
高等課程 身 分 証 明 書 No. 下記の者は、当 所属 制 科 高等学校の生徒 学年 学年(年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才) 生年月日 年 月 日生 住 所 _____ 平成 年 月 日発行 発行者 _____ 所在地 _____ 学校名 _____ 代表者氏名 _____ 代表者 職 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">年 月 日まで有効</th> <th style="width: 20%;">通学区間</th> <th style="width: 20%;">間</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <th>発 行 年 月 日</th> <th>通用期間</th> <th>発 行 駅</th> <th>記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間	間		通学定期乗車券発行控				発 行 年 月 日	通用期間	発 行 駅	記 事																																								
年 月 日まで有効	通学区間	間																																																			
通学定期乗車券発行控																																																					
発 行 年 月 日	通用期間	発 行 駅	記 事																																																		

6 cm

通学定期乗車券発行控			
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

備 考

- ア 内には、学校種別または指定番号を表示する。
- イ 第49条第1項イ別表3の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分を表示する。
- ウ この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- エ この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。
- オ 中学校第3学年以下（中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。）の生徒、児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- カ 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- キ 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、通学定期乗車券発行控欄以外の記入事項は、発行者が記入するものとする。
- 2 指定学校においてその代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第77条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- ア 旅客運賃額
- イ 有効期間
- ウ 有効期間
- エ 発売日付
- オ 発売箇所名

(乗車券類の様式の変更または補足等)

- 第78条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、または入鋏する等の方法によって補うものとする。
- 2 乗車券類の様式は、必要により変更することができる。

(字模様の印刷)

第79条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様の印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方法)

第80条 乗車券の有効期間については、次の各号に定める場合を除き、発駅名および着駅名を旅客運賃の計算方法に従って表示する。

ア 普通乗車券にあつては、着駅名と金額をもって表示することがある。

イ 団体乗車券の各旅行行程ごとの乗車区間については、乗車する列車の発駅名および着駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第81条 次の各号に掲げる旅客運賃の割引等を行う乗車券類には、関係券片の表面（第6号に規定する記号については裏面）に当社の販売機器による印字またはゴム印の押印等により、当該各号に定める記号等の表示を行う。ただし、第6号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、またはこの表示を省略することがある。

ア 小児に対するもの（大人用の乗車券を小児用に代用するものおよび大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するものを含む。） 「小」

イ 旅客運賃を割引するもの 別表4に定めるとおり

ウ 旅客運賃を後払とするもの 「後払」または「後」

エ 再交付するもの 「再」

オ 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの 「継続」

カ 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの 「証第 号」

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第82条 普通片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

ア 窓口印刷発行機用

サイズ：タテ5.75cm×ヨコ8.5cm

裏面：エンコード



イ 自動券売機用

サイズ：タテ3cm×ヨコ5.75cm (以下、自動券売機用について同じ。)

裏面：エンコード (以下、自動券売機用について同じ。)

ア) 金額式



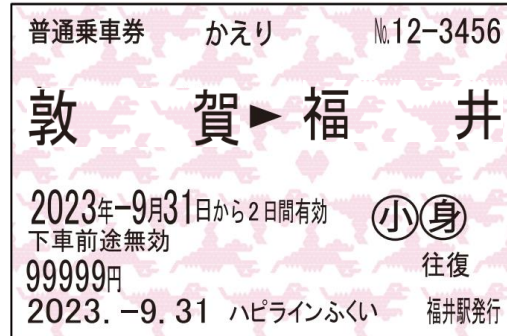
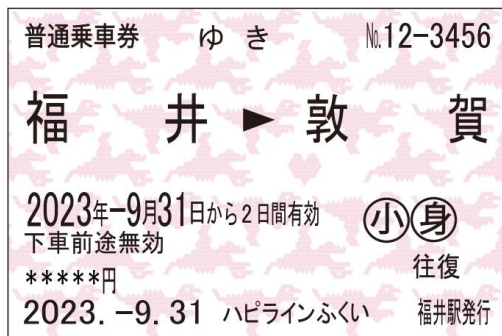
イ) 着駅表示式



(往復乗車券の様式)

第83条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

ア 窓口印刷発行機用



(定期乗車券の様式)

第84条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

ア 窓口印刷発行機用

ア) 通勤定期乗車券



備考 裏面エンコード

(定期券裏面案内文)

定期券使用上のご案内

1. 特別の料金を必要とする列車に乗車される場合は、別途必要な乗車券類をお求めください。
2. 券面区間内の普通列車の普通車に限りご利用になれます。
3. 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
なお、通学定期券の場合は、証明書等を必ず携帯してください。
4. 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
5. 列車等の運行休止により引き続き5日以上使用できなかった場合は有効期間の延長等の取扱いをいたします。
6. 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
 - (2) 券面表示事項を改変して使用されたとき
 - (3) 区間の連続しない他の乗車券類をあわせて使用し、その各券面に表示された区間と区間との間をそのまま乗車されたとき
7. 不要になった場合は、使用された月数（1 箇月未満は 1 箇月に切上げ）相当の定期運賃と手数料とを差し引いた残額を払いもどいたします。
（払いもどし額がない場合もあります。）
8. 紛失された場合であっても、再発行の取扱いはいたしません。
9. 有効期間が切れた場合は直ちにお返しください。

株式会社ハピラインふくい

イ 通学定期乗車券



第3款 普通回数乗車券の様式

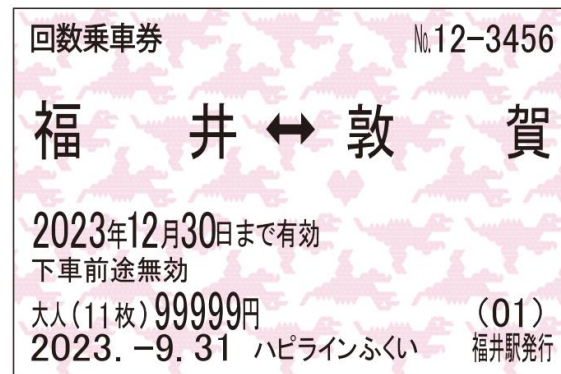
(普通回数乗車券の様式)

第85条 普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

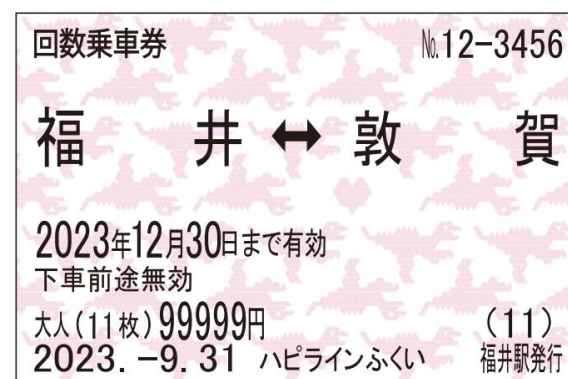
ア 窓口印刷発行機用

ア) 普通回数乗車券

第1券片～第10券片



第11券片



第1券片~第10券片



第 1 1 券片



(団体乗車券の様式)

第86条 団体乗車券は、窓口印刷発行機で発行する次の様式とする。

団体乗車券
 2023年10月-1日 福 井 ▶ 敦 賀
 2023年10月-2日 敦 賀 ▶ 福 井
 ----年--月--日
 ----年--月--日
 ----年--月--日
 2023.-9.31 9999999円 ハピラインふくい 999人 福井駅発行

備考

- (1) 当該事項のみが印字される
(2) 裏面には、次に定める「改札証明」を添付して発行する。

No. 99-9999
A3

(出 札 証 明 欄)

旅 行 開 始 前 の 減 少 人 員

第1回目	大人	中学	小児	数・付	乗車(有)	乗車(無)	特殊・大	特殊・小	合計	第2回目	大人	中学	小児	数・付	乗車(有)	乗車(無)	特殊・大	特殊・小	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人

(改 札 証 明 欄)

旅 行 開 始 後 の 実 際 乗 車 人 員

大 人	中 学	小 児	教職員 付添人	旅行者 (有)	旅行者 (無)	特殊 大人	特殊 小人	合 計	乗車駅	降車駅

(注意) 旅行開始後においては、特別な場合を除いて、旅客運賃・料金の払い戻しをいたしません。

ハピラインふくい

団体乗車内訳表

種別NN

期別

IR

と

JR

No 99-9999

*4	団体名又は代表者名		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		*1	引受番号	第 号				備 考	
*5	実際乗車人員	大人	中学	小人	教職員・付添	旅行業者(有)	旅行業者(無)	特殊大人	特殊小人	無賃人員	合計	
	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	9999	
旅 客 運 賃						打 切 区 間						
*6	割引率	1人当り旅客運賃	人 員	団体旅客運賃		乗車駅 降車駅		経 由				*7
	普通	99,999	N	円		NNNNNNNN						
	99.9 割	99,999	999	9,999,999		NNNNNNNN						
	普通	99,999	N	円		NNNNNNNN						
	99.9 割	99,999	999	9,999,999		NNNNNNNN						
	普通	99,999	N	円		NNNNNNNN						
	99.9 割	99,999	999	9,999,999		NNNNNNNN						
	普通	99,999	N	円		NNNNNNNN						
	99.9 割	99,999	999	9,999,999		NNNNNNNN						
運 賃 合 計				9,999,999		円		記事				
行 程 ・ 料 金 (列車種別にのみが適用されている場合は、その適用年月日の当日中の任意の列車の列車に適用できます。)												
乗車日		列車種別	区間		経 由		人 員	1人当りの料金		料金計		
列車名 (列車番号)								種類	金額			
*8	99月99日	NN	発	99:99	NNNNNNN			大999人		9,999	円	
	XXXXXXXX		着	99:99	NNNNNNN			小999人	NN	9,999	999,999	
								割999人				
	99月99日		発	99:99	NNNNNNN						円	
	XXXXXXXX		着	99:99	NNNNNNN							
	99月99日		発	99:99	NNNNNNN						円	
	XXXXXXXX		着	99:99	NNNNNNN							
	99月99日		発	99:99	NNNNNNN						円	
	XXXXXXXX		着	99:99	NNNNNNN							
	99月99日		発	99:99	NNNNNNN						円	
	XXXXXXXX		着	99:99	NNNNNNN							
記事								料金合計		9,999,999円		
								領収額合計		9,999,999円		
								9999年99月99日		発行箇所		
										NNNNNNN駅		

*9

*10

*11

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第87条 特別補充券は、この章の第1節から第2節までに規定する乗車券として発行するほか、その取扱いをした証として発行する。

(特別補充券の様式)

第88条 特別補充券の様式は、次に定めるとおりとする。

サイズ：縦130mm×横80mm 50組＝1冊（甲乙2片制）

ハビラインふくい車内補充券										000-00	
事由	片道 区変	往復 別途	人員	大人	小児						
発行月日	20 年 月 日			領収額	¥	千	円				
有効期間	当日限り(途中下車前途無効)									日	
発着	駅名			発着	駅名						
19	19	大聖寺	64	64	金沢						
18	18	牛ノ谷	63	63	西金沢						
17	17	細呂木	62	62	野々市						
16	16	芦原温泉	61	61	松任						
15	15	丸岡	60	60	西松任						
14	14	森江	59	59	加賀笠間						
13	13	森田	58	58	川						
12	12	福井	57	57	舞子						
11	11	大聖寺	56	56	能美根上						
10	10	大聖寺	55	55	月峰						
9	9	北江	54	54	松						
8	8	武生	53	53	津						
7	7	武生	52	52	勸橋						
6	6	王子保	51	51	加賀温泉						
5	5	南条									
4	4	湯尾									
3	3	今庄									
2	2	南今庄									
1	1	敦									
その他 駅名											
発				着							
記事											
発行列車										M	

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第89条 乗車の目的で駅に入場し、または駅から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの当該証明書等についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第90条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券を使用する資格を失った場合においては、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第91条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入場等を受け、途中下車をする際に、これに途中下車印の押なつを受け、また、乗継をする際に、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第92条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札および引渡し)

第93条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鉄を受け旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券の改札および引渡し)

第94条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際および途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第95条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

列車内における取扱いは、最近の駅員配置駅において取り扱うことがある。

(払いもどし請求権行使の期限)

第96条 旅客は、旅客運賃等について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第126条、第127条、第129条、第131条、第132条の規定により旅客運賃等について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃等の収受または払いもどしをする場合の既収額)

第97条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃等の収受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃等を収受しているものとして収受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃等の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第98条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- ア 普通乗車券による旅行開始前または使用開始前に申出があった場合
乗車券変更
- イ 当該乗車券による旅行開始後または使用開始後に申出があった場合
 - ア) 区間変更
 - イ) 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第99条 乗車変更の取扱いは、その変更が開始される駅の属する券片に限って行う。ただし、第98条に規定する乗車券変更については、変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第100条 区間等に制限のある割引乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第101条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第102条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間とする。

(別途乗車)

第103条 旅客が、乗車変更を請求した場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するところの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いを行わない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第104条 普通乗車券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券等から同種類の他の乗車券類に変更（以下「乗車券類変更」という。）することができる。

- 2 乗車券類変更の取扱いを行う場合においては、変更前の乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃等と変更する乗車券類に対する旅客運賃等とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。
- 3 前項の規定により旅客運賃等の計算をする場合、原乗車券類が割引のものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃等を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃等によって計算する。

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第105条 普通乗車券等を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅について、当該着駅を超えた駅への変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

2 前項の場合において、原乗車券類の区間に対するすでに収受した旅客運賃等と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃等とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券類が割引の乗車券類（学生割引普通乗車券を除く。）であるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃等を原乗車券類に適用した割引率による割引の普通旅客運賃等によって計算する。

(団体乗車券変更)

第106条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け1回に限って、区間変更または乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃等を収受する。この場合、旅客運賃等については、無割引の普通旅客運賃等によって計算する。

ア 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃等の計算方法は、前条第2項の規定を準用する。

イ 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃等は、乗車区間に変更のない限り収受しない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃等の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第107条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第108条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃等の払いもどしをしない場合)

第109条 旅客は、第60条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃等の差額については、払いもどしを請求することができない。

(払いもどし手数料)

第110条 旅客は、普通乗車券の払いもどしを請求する場合、手数料として、当該乗車券1枚につき220円を支払うものとする。ただし、列車の運行不能等、当社の責めに帰する事由により払いもどしする場合は、手数料を収受しない。

第2款 乗車券類の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第111条 旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

ア 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。

イ 別に定める場合を除き、乗車券に入検を受けないで乗車したとき。

ウ 第73条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。

エ 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき。

- 2 前項の場合、旅客が、第73条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通回数乗車券で乗車したときは、当該各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものととして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第73条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の収受)

第112条 第74条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

ア 第74条第1項アからオまでの一に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（オに該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項オに該当する場合はその使用資格を失った日から、同項クに該当する場合はその発売日から、同項ケに該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示した区間（同項オの場合は各定期乗車券の券面に示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものととして計算した普通旅客運賃

イ 第74条第1項カに該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、往復乗車したものととして計算した普通旅客運賃

ウ 第74条第1項カに該当する場合であって普通乗車券を使用したときおよび同項コからシまでの一に該当する場合は、乗車した区間に対する普通旅客運賃

- 2 前項の規定は、他の運輸機関等が発行した乗車証または証明書等であって、これを呈示すれば当該運輸機関等が運行する列車に乗車できるものを使用したときに準用する。この場合、当該乗車証等の効力が発生した日から、当該旅客の乗車駅からの区間を、毎日1往復ずつ乗車したものととして計算した普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法)

第113条 第111条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗り換えたことが明らかになったときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

第114条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第111条または第113条の規定による旅客運賃等および増運賃等を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃等を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃等のみを収受して、増運賃等は収受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

第1項ただし書きおよび前項の規定は、旅客が、旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再收受した旅客運賃等の払いもどし)

第115条 前条の規定により普通旅客運賃等および増運賃等を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類に対し払いもどし手数料を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃等について払いもどしの請求をすることができる。

2 ただし、普通旅客運賃等および増運賃等を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときには、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第116条 旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第119条の規定にかかわらず、別に旅客運賃等を收受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃等の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし)

第117条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および普通回数旅客運賃の払いもどし)

第118条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の普通回数乗車券について準用する。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の利用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を提示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることができる。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)

第119条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うほか、保証金を收受して発売した団体乗車券にあつては、保証金に相当する額を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合は、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃等を払いもどしすることができる。

(旅行開始後または使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第120条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合、または第60条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合は、すでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第117条の規定を準用する。

3 旅客は、第67条の規定により継続乗車中に、第1項の規定により旅行を中止した場合の不乗区間等については、旅客運賃等の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第121条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1箇月または3箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃の額
- (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第122条 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの（第30条第3項に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く）であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3 第1項および第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第123条 旅客は、旅行開始後、次の各号の一に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、旅行を中止した日から、有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

(傷い疾病等の場合の証明)

第124条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実を認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第125条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長または旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能または遅延等の場合の取扱い)

第126条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の一に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および普通回数乗車券を使用する旅客は、第129条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）または第128条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- ア 第127条に規定する旅行の中止および旅客運賃等の払いもどし
- イ 第128条に規定する有効期間の延長
- ウ 第129条に規定する無賃送還および旅客運賃等の払いもどし
- エ 第131条に規定する不通区間の別途旅行および旅客運賃等の払いもどし
- オ 第132条に規定する定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたり目的地に出発する列車に接続を欠いた場合（接続を欠くことが確実な場合を含む。）または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実な場合を含む。）

- ア 第127条に規定する旅行の中止および旅客運賃等の払いもどし
- イ 第128条に規定する有効期間の延長
- ウ 第129条に規定する無賃送還および旅客運賃等の払いもどし

(3) 車両故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

- ア 第127条に規定する旅行の中止および旅客運賃等の払いもどし
- イ 第128条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前または使用開始前に、前項各号に掲げる事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃等の払いもどしを請求することができる。ただし、当該乗車券等が、有効期間内のものであるときに限る。

(旅行中止による旅客運賃等の払いもどし)

第127条 前条第1項の規定により、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃等の払いもどしの請求をした場合は、次に定める払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。ただし、割引乗車券にあつては、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

(有効期間の延長)

第128条 第126条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合における乗車券類の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出るものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券類の有効期間とする。

ア 第126条第1項第1号に規定する事由による場合は、有効期間の延長を申し出た日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第126条第1項第2号および同項第3号に規定する事由による場合は、1日

(2) 旅客は、有効期間の延長を申し出た際、乗車券類に証明を受けるものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第129条 第126条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券類の券片に表示された発駅までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。
- (2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (3) 旅客が、前2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃等の払いもどしをする。

- (1) 発駅まで無賃送還のとき
- (2) すでに収受した旅客運賃等の全額
- (3) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたときまたは旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき
 - ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

3 第1項に規定する無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃等の払いもどし駅)

第130条 第127条または第129条の規定により、旅客運賃等の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃等の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第131条 第126条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第132条 旅客は、第126条第1項の規定により定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第29条第2項の規定により端数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満の端数を1円に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、10円未満の端数を切り捨てて、10円単位とした額（以下「端数整理」という。）

- | | |
|---------------|------|
| ア 有効期間が1箇月のもの | 30日 |
| イ 有効期間が3箇月のもの | 90日 |
| ウ 有効期間が6箇月のもの | 180日 |

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数整理した額。

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第133条 旅客は、第126条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第126条から前条に定める取扱いに限って請求することができる。

- 2 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第134条 旅客（定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期限内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃等を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱方）

第135条 前条の規定による無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (2) 旅客が無賃送還途中で駅に下車したときは、誤って乗車した区間およびすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃等を収受する。

（乗車券類の誤購入の場合の取扱方）

第136条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合において、その誤購入の事由が駅名の同一、類似、その他やむを得ないものと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃等と正当な旅客運賃等とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券

（入場券の発売）

第137条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については第41条第1項の規定を準用する。

- (1) 大人
 - (2) 小児（大人および小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）
- 2 入場券は、駅において、係員または自動券売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。
- 3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻および使用時間を制限する旨を表示して発売する。
- 4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

（入場券の種類および料金）

第138条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人170円、小児90円とする。ただし、敦賀駅は大人150円、小児70円とする。

（入場券の効力）

第139条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限り、使用することができる。この場合、第137条第2項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。

- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りでない。

(入場券が無効となる場合)

第140条 入場券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

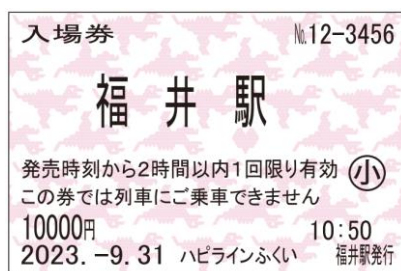
- (1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあっては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

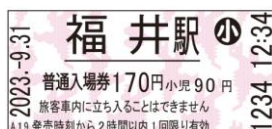
(入場券の様式)

第141条 入場券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 窓口印刷発行機用



- (2) 自動券売機用



(入場券の改札および引渡し)

第142条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入鉄を受けるものとする。

- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同様とする。

(無札入場者)

第143条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第140条第1項第1号から第3号および第5号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第138条の規定による普通入場料金を収受する。また、第140条第1項第4号に該当する場合（同項第1号から第3号までまたは第5号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第138条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

- 2 前項の規定は、第140条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第144条 入場券を所持するものは、第7条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項による場合以外は、入場料金の払いもどしはしない。

第9章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第145条 旅客は、第146条または第147条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表 5 に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用することおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。）
- (3) 死体
- (4) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れられたもの、または身体障害者補助犬もしくは盲導犬を除く。）
- (5) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (6) 車両を破損することおそれがあるもの

（注）別表 5 に定める適用除外の物品および第 2 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れでることなどが無いよう措置することとする。

- 2 旅客が手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をする事ができない。

（無料手回り品）

第 146 条 次の各号の場合は、手回り品を持ち込む列車の状況により運輸上支障を生ずることおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大和が 250 センチメートル以内で、その重量が 30 キログラム以内のものを無料手回り品として 2 個まで車内に持ち込ませることができる。ただし、2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

- (1) 運動用具、娯楽用具または楽器類であって、長さが制限を超えるときでも、専用の袋またはケースに収納したもので、かつ、立てて車両において携帯できる程度の長さであるとき
- (2) 車イス（電動式は 4 輪に限る。）であって、容積または総重量が制限を超えるときでも、その長さおよび高さが 120 センチメートル、幅が 70 センチメートル程度のものであるとき
- 2 前項のほか、旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等については、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（有料手回り品および普通手回り品料金）

第 147 条 旅客は、前条第 1 項に規定する制限を超える物品であっても、別に定めるものについては、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを持ち込むことができる。

- 2 旅客は、小犬、猫、鳩またはこれらに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。
- (1) 3 辺の最大和が 120 センチメートル程度以内の動物専用のケースに収納したもので、かつ他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけることおそれがないと認められるもの。
- (2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの
- 3 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。

（普通手回り品切符）

第 148 条 前条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符を交付する。

- 2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。
- (1) 印刷発行機

手回り品切符		No.12-3456	
1 個について		999 円	
持ち込み区間		まで	
持ち込み月日	月	日	1 回限り有効
持ち込み列車			
●この切符は、表記の持込月日に使用されないと無効になります。 ●この切符は、途中下車しない限り、表記の区間に有効です。 ●手回り品は、御自分で保管してください。			
2023. -9. 31		ハピラインふくい 福井駅発行	

(普通手回り品切符の効力)

第149条 普通手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

- 2 普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込むときまたは係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示し、検査および入鋏を受ける。また、途中下車または下車するときは、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第150条 旅客が、第145条第1項ただし書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品または、第146条の規程による持込み制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ次の各号により荷物営業規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第4号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃および増運賃を収受する。

- (1) 第145条第1項ただし書き第1号から第5号までの規定による物品を持ち込んだときは、当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあっては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。）およびその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあっては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器または荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。

ア 火薬類 1キログラムについて 1,000円

イ その他の危険品 1キログラムについて 300円

- (2) 前号のほか、車内に持ち込むことができない物品を持ち込んだ場合は、車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃（持込物品が2個以上であって、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。）およびその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免れる意思が明らかであるときに限って収受する。

- 2 着駅において、旅客が第145条第1項ただし書に規定する車内に持ち込むことのできない物品または第146条に規定する持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見した場合においては、前各号の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第151条 旅客が、第145条第1項第1号から第5号までの規定による物品を持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

- 2 前項の規定による荷物運賃および増運賃は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間に対して計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していない場合は、当該物品を持ち込もうとした駅との列車の終着駅との区間を運送するものとして計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第152条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合においては、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第150条第1項第1号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第153条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

營業工程表

(单位:km)

駅名	敦賀																				
南今庄	16.6	南今庄																			
今庄	19.2	2.6	今庄																		
湯尾	22.8	6.2	3.6	湯尾																	
南条	26.3	9.7	7.1	3.5	南条																
王子保	30.8	14.2	11.6	8.0	4.5	王子保															
武生	35.1	18.5	15.9	12.3	8.8	4.3	武生														
鯖江	40.3	23.7	21.1	17.5	14.0	9.5	5.2	鯖江													
北鯖江	43.5	26.9	24.3	20.7	17.2	12.7	8.4	3.2	北鯖江												
大土呂	48.2	31.6	29.0	25.4	21.9	17.4	13.1	7.9	4.7	大土呂											
越前花堂	51.4	34.8	32.2	28.6	25.1	20.6	16.3	11.1	7.9	3.2	越前花堂										
福井	54.0	37.4	34.8	31.2	27.7	23.2	18.9	13.7	10.5	5.8	2.6	福井									
森田	59.9	43.3	40.7	37.1	33.6	29.1	24.8	19.6	16.4	11.7	8.5	5.9	森田								
春江	62.2	45.6	43.0	39.4	35.9	31.4	27.1	21.9	18.7	14.0	10.8	8.2	2.3	春江							
丸岡	65.9	49.3	46.7	43.1	39.6	35.1	30.8	25.6	22.4	17.7	14.5	11.9	6.0	3.7	丸岡						
芦原温泉	71.7	55.1	52.5	48.9	45.4	40.9	36.6	31.4	28.2	23.5	20.3	17.7	11.8	9.5	5.8	芦原温泉					
細呂木	75.5	58.9	56.3	52.7	49.2	44.7	40.4	35.2	32.0	27.3	24.1	21.5	15.6	13.3	9.6	3.8	細呂木				
牛ノ谷	78.6	62.0	59.4	55.8	52.3	47.8	43.5	38.3	35.1	30.4	27.2	24.6	18.7	16.4	12.7	6.9	3.1	牛ノ谷			
大聖寺	84.3	67.7	65.1	61.5	58.0	53.5	49.2	44.0	40.8	36.1	32.9	30.3	24.4	22.1	18.4	12.6	8.8	5.7	大聖寺		

駅間運賃表

(単位:円)

	敦賀		(単位:円)																		
南今庄	380	南今庄																			
今庄	380	170	今庄																		
湯尾	480	230	220	湯尾																	
南条	590	230	230	220	南条																
王子保	680	280	280	230	220	王子保															
武生	780	380	380	280	230	220	武生														
鯖江	890	480	480	380	280	230	220	鯖江													
北鯖江	890	590	480	480	380	280	230	220	北鯖江												
大土呂	990	680	590	590	480	380	280	230	220	大土呂											
越前花堂	1,140	680	680	590	590	480	380	280	230	220	越前花堂										
福井	1,140	780	680	680	590	480	380	280	280	220	170	福井									
森田	1,140	890	890	780	680	590	480	380	380	280	230	220	森田								
春江	1,350	990	890	780	780	680	590	480	380	280	280	230	170	春江							
丸岡	1,350	990	990	890	780	780	680	590	480	380	280	280	220	220	丸岡						
芦原温泉	1,540	1,140	1,140	990	990	890	780	680	590	480	480	380	280	230	220	芦原温泉					
細呂木	1,540	1,140	1,140	1,140	990	890	890	780	680	590	480	480	380	280	230	220	細呂木				
牛ノ谷	1,540	1,350	1,140	1,140	1,140	990	890	780	780	680	590	480	380	380	280	230	220	牛ノ谷			
大聖寺	1,750	1,350	1,350	1,350	1,140	1,140	990	890	890	780	680	680	480	480	380	280	230	220	大聖寺		

通勤定期旅客運賃表(大人1箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位: 円)	
南今庄	11,390	南今庄																		
今庄	11,390	5,310	今庄																	
湯尾	14,420	6,830	6,440	湯尾																
南条	17,260	6,830	6,830	6,440	南条															
王子保	19,670	8,350	8,350	6,830	6,440	王子保														
武生	22,230	11,390	11,390	8,350	6,830	6,440	武生													
鯖江	24,690	14,420	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	鯖江												
北鯖江	25,970	17,260	14,420	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	北鯖江											
大土呂	27,540	20,190	17,260	16,960	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	大土呂										
越前花堂	29,050	20,480	20,480	17,260	16,960	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	越前花堂									
福井	30,120	23,200	20,480	20,190	17,260	14,420	11,390	8,350	8,350	6,440	5,310	福井								
森田	33,240	25,970	24,690	23,200	20,480	17,260	14,420	11,390	11,390	8,350	6,830	6,440	森田							
春江	34,720	28,440	25,430	23,530	22,230	20,190	17,260	14,420	11,390	8,350	6,830	5,310	春江							
丸岡	36,320	27,890	26,750	25,970	23,530	22,230	19,670	16,960	14,420	11,390	8,350	6,440	6,440	丸岡						
芦原温泉	39,480	31,130	29,510	27,540	26,440	24,690	22,750	20,190	17,260	14,420	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	芦原温泉				
細呂木	41,610	32,710	31,600	29,510	27,890	26,350	24,690	22,230	20,190	17,260	14,420	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	細呂木			
牛ノ谷	43,140	34,170	33,240	31,130	29,510	27,170	25,970	23,530	22,230	19,670	17,260	14,420	11,390	11,390	8,350	6,830	6,440	牛ノ谷		
大聖寺	46,690	37,380	36,320	34,170	32,210	30,120	27,890	25,970	24,690	22,750	20,480	19,670	14,420	14,420	11,390	8,350	6,830	6,440	大聖寺	

通勤定期旅客運賃表(大人3箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)	
南今庄	32,440	南今庄																		
今庄	32,440	15,150	今庄																	
湯尾	41,090	19,470	18,400	湯尾																
南条	49,230	19,470	19,470	18,400	南条															
王子保	56,040	23,790	23,790	19,470	18,400	王子保														
武生	63,340	32,440	32,440	23,790	19,470	18,400	武生													
鯖江	70,350	41,090	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	鯖江												
北鯖江	73,980	49,230	41,090	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	北鯖江											
大土呂	78,490	57,530	49,230	48,350	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	大土呂										
越前花堂	82,780	58,360	58,360	49,230	48,350	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	越前花堂									
福井	85,860	66,110	58,360	57,530	49,230	41,090	32,440	23,790	23,790	18,400	15,150	福井								
森田	94,700	73,980	70,350	66,110	58,360	49,230	41,090	32,440	32,440	23,790	19,470	18,400	森田							
春江	98,970	75,330	72,520	67,060	63,340	57,530	49,230	41,090	32,440	23,790	23,790	19,470	15,150	春江						
丸岡	103,570	79,520	76,300	73,980	67,060	63,340	56,040	48,350	41,090	32,440	23,790	18,400	18,400	丸岡						
芦原温泉	112,530	88,710	84,080	78,490	75,330	70,350	64,850	57,530	49,230	41,090	41,090	32,440	23,790	19,470	芦原温泉					
細呂木	118,530	93,160	90,070	84,080	79,520	75,110	70,350	63,340	57,530	49,230	41,090	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	細呂木			
牛ノ谷	122,980	97,380	94,700	88,710	84,080	77,500	73,980	67,060	63,340	56,040	49,230	41,090	32,440	32,440	23,790	19,470	18,400	牛ノ谷		
大聖寺	133,040	106,500	103,570	97,380	91,830	85,860	79,520	73,980	70,350	64,850	58,360	56,040	41,090	41,090	32,440	23,790	19,470	18,400	大聖寺	

通勤定期旅客運賃表(大人6箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位:円)
南今庄	54,650	南今庄																		
今庄	54,650	25,480	今庄																	
湯尾	69,210	32,800	30,960	湯尾																
南条	83,790	32,800	32,800	30,960	南条															
王子保	98,370	40,070	40,070	32,800	30,960	王子保														
武生	112,950	54,650	54,650	40,070	32,800	30,960	武生													
鯖江	127,510	69,210	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	鯖江												
北鯖江	127,510	83,790	69,210	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	北鯖江											
大土呂	142,090	98,370	83,790	83,790	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	大土呂										
越前花堂	156,850	98,370	98,370	83,790	83,790	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	越前花堂									
福井	162,660	112,950	98,370	98,370	83,790	69,210	54,650	40,070	40,070	30,960	25,480	福井								
森田	163,940	127,510	127,510	112,950	98,370	83,790	69,210	54,650	54,650	40,070	32,800	30,960	森田							
春江	187,510	142,090	127,510	112,950	112,950	98,370	83,790	69,210	54,650	40,070	40,070	32,800	25,480	春江						
丸岡	193,090	142,090	142,090	127,510	112,950	112,950	98,370	83,790	69,210	54,650	40,070	40,070	30,960	30,960	丸岡					
芦原温泉	213,210	163,940	159,310	142,090	142,090	127,510	112,950	98,370	83,790	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	芦原温泉					
細呂木	222,230	163,940	163,940	159,310	142,090	127,510	127,510	112,950	98,370	83,790	69,210	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	細呂木			
牛ノ谷	222,230	184,530	163,940	163,940	159,310	142,090	127,510	112,950	112,950	98,370	83,790	69,210	54,650	54,650	40,070	32,800	30,960	牛ノ谷		
大聖寺	251,370	193,090	193,090	184,530	163,940	162,660	142,090	127,510	127,510	112,950	98,370	98,370	69,210	69,210	54,650	40,070	32,800	30,960	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(大学1箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)	
南今庄	8,060	南今庄																		
今庄	8,350	2,900	今庄																	
湯尾	8,640	4,200	3,350	湯尾																
南条	8,830	5,080	4,630	3,350	南条															
王子保	9,250	6,430	6,130	4,630	3,620	王子保														
武生	9,710	8,190	7,890	6,260	4,950	3,620	武生													
鯖江	10,610	8,760	8,640	8,060	6,430	5,080	3,910	鯖江												
北鯖江	11,280	8,830	8,790	8,520	8,060	6,260	4,950	3,350	北鯖江											
大土呂	12,390	9,250	8,980	8,830	8,640	8,060	6,430	4,630	3,620	大土呂										
越前花堂	13,260	9,650	9,330	8,980	8,830	8,520	8,060	6,130	4,630	3,350	越前花堂									
福井	13,660	10,010	9,650	9,250	8,980	8,760	8,190	6,430	6,000	3,910	2,900	福井								
森田	15,210	11,280	10,610	10,010	9,390	9,140	8,790	8,350	8,060	6,130	4,950	3,910	森田							
春江	15,910	11,710	11,120	10,350	9,710	9,250	8,980	8,640	8,190	6,430	6,000	4,950	2,900	春江						
丸岡	16,670	12,740	11,850	11,280	10,350	9,710	9,250	8,830	8,640	8,060	6,430	6,130	3,910	3,350	丸岡					
芦原温泉	18,150	14,250	13,460	12,390	11,710	10,610	9,740	9,250	8,980	8,760	8,520	8,060	6,130	5,080	3,910	芦原温泉				
細呂木	19,140	14,960	14,370	13,460	12,740	11,580	10,610	9,710	9,250	8,980	8,790	8,640	7,890	6,430	5,080	3,350	細呂木			
牛ノ谷	19,850	15,610	15,210	14,250	13,460	12,180	11,280	10,050	9,710	9,250	8,980	8,790	8,190	8,060	6,260	4,200	3,350	牛ノ谷		
大聖寺	21,560	17,290	16,670	15,610	14,680	13,660	12,740	11,280	10,610	9,740	9,330	9,250	8,790	8,640	8,190	6,260	4,950	3,910	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(大学3箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位:円)
南今庄	23,000	南今庄																		
今庄	23,800	8,220	今庄																	
湯尾	24,660	11,990	9,510	湯尾																
南条	25,190	14,490	13,200	9,510	南条															
王子保	26,370	18,320	17,440	13,200	10,370	王子保														
武生	27,690	23,370	22,480	17,840	14,060	10,370	武生													
鯖江	30,230	24,960	24,660	23,000	18,320	14,490	11,130	鯖江												
北鯖江	32,130	25,190	25,040	24,270	23,000	17,840	14,060	9,510	北鯖江											
大土呂	35,350	26,370	25,570	25,190	24,660	23,000	18,320	13,200	10,370	大土呂										
越前花堂	37,810	27,490	26,630	25,570	25,190	24,270	23,000	17,440	13,200	9,510	越前花堂									
福井	38,930	28,530	27,490	26,370	25,570	24,960	23,370	18,320	17,090	11,130	8,220	福井								
森田	43,370	32,130	30,230	28,530	26,800	26,020	25,040	23,800	23,000	17,440	14,060	11,130	森田							
春江	45,350	33,420	31,700	29,510	27,690	26,370	25,570	24,660	23,370	18,320	17,090	14,060	8,220	春江						
丸岡	47,520	36,310	33,750	32,130	29,510	27,690	26,370	25,190	24,660	23,000	18,320	17,440	11,130	9,510	丸岡					
芦原温泉	51,810	40,580	38,390	35,350	33,420	30,230	27,780	26,370	25,570	24,960	23,000	17,440	14,490	11,130	芦原温泉					
細呂木	54,550	42,640	40,980	38,390	36,310	33,020	30,230	27,690	26,370	25,570	25,040	24,660	22,480	18,320	14,490	9,510	細呂木			
牛ノ谷	56,560	44,490	43,370	40,580	38,390	34,690	32,130	28,680	27,690	26,370	25,570	25,040	23,370	23,000	17,840	11,990	9,510	牛ノ谷		
大聖寺	61,460	49,280	47,520	44,490	41,900	38,930	36,310	32,130	30,230	27,780	26,630	26,370	25,040	24,660	23,370	17,840	14,060	11,130	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(大学6箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位:円)	
南今庄	43,530	南今庄																			
今庄	45,100	15,600	今庄																		
湯尾	46,710	22,700	18,030	湯尾																	
南条	47,720	27,450	25,010	18,030	南条																
王子保	49,980	34,680	33,050	25,010	19,650	王子保															
武生	52,460	44,290	42,620	33,820	26,630	19,650	武生														
鯖江	57,270	47,290	46,710	43,530	34,680	27,450	21,110	鯖江													
北鯖江	60,870	47,720	47,460	45,970	43,530	33,820	26,630	18,030	北鯖江												
大土呂	66,990	49,980	48,470	47,720	46,710	43,530	34,680	25,010	19,650	大土呂											
越前花堂	71,660	52,070	50,450	48,470	47,720	45,970	43,530	33,050	25,010	18,030	越前花堂										
福井	73,800	54,080	52,070	49,980	48,470	47,290	44,290	34,680	32,370	21,110	15,600	福井									
森田	82,130	60,870	57,270	54,080	50,780	49,270	47,460	45,100	43,530	33,050	26,630	21,110	森田								
春江	85,890	63,300	60,070	55,890	52,460	49,980	48,470	46,710	44,290	34,680	32,370	26,630	15,600	春江							
丸岡	90,070	68,810	63,930	60,870	55,890	52,460	49,980	47,720	46,710	43,530	34,680	33,050	21,110	18,030	丸岡						
芦原温泉	98,120	76,910	72,730	66,990	63,300	57,270	52,650	49,980	48,470	47,290	45,970	43,530	33,050	27,450	21,110	芦原温泉					
細呂木	103,340	80,780	77,650	72,730	68,810	62,570	57,270	52,460	49,980	48,470	47,460	46,710	42,620	34,680	27,450	18,030	細呂木				
牛ノ谷	107,160	84,270	82,130	76,910	72,730	65,750	60,870	54,330	52,460	49,980	48,470	47,460	44,290	43,530	33,820	22,700	18,030	牛ノ谷			
大聖寺	116,450	93,390	90,070	84,270	79,330	73,800	68,810	60,870	57,270	52,650	50,450	49,980	47,460	46,710	44,290	33,820	26,630	21,110	大聖寺		

通学定期旅客運賃表(高校1箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)	
南今庄	7,260	南今庄																		
今庄	7,510	2,600	今庄																	
湯尾	7,770	3,780	3,010	湯尾																
南条	7,940	4,570	4,160	3,010	南条															
王子保	8,320	5,780	5,510	4,160	3,260	王子保														
武生	8,740	7,370	7,090	5,630	4,440	3,260	武生													
鯖江	9,540	7,880	7,770	7,260	5,780	4,570	3,510	鯖江												
北鯖江	10,140	7,940	7,910	7,650	7,260	5,630	4,440	3,010	北鯖江											
大土呂	11,150	8,320	8,070	7,940	7,770	7,260	5,780	4,160	3,260	大土呂										
越前花堂	11,930	8,680	8,400	8,070	7,940	7,650	7,260	5,510	4,160	3,010	越前花堂									
福井	12,290	9,000	8,680	8,320	8,070	7,880	7,370	5,780	5,390	3,510	2,600	福井								
森田	13,690	10,140	9,540	9,000	8,440	8,220	7,910	7,510	7,260	5,510	4,440	3,510	森田							
春江	14,310	10,530	10,010	9,310	8,740	8,320	8,070	7,770	7,370	5,780	5,390	4,440	2,600	春江						
丸岡	15,000	11,460	10,670	10,140	9,310	8,740	8,320	7,940	7,770	7,260	5,780	5,510	3,510	3,010	丸岡					
芦原温泉	16,340	12,820	12,110	11,150	10,530	9,540	8,770	8,320	8,070	7,880	7,650	7,260	5,510	4,570	3,510	芦原温泉				
細呂木	17,220	13,460	12,940	12,110	11,460	10,420	9,540	8,740	8,320	8,070	7,910	7,770	7,090	5,780	4,570	3,010	細呂木			
牛ノ谷	17,860	14,050	13,690	12,820	12,110	10,960	10,140	9,040	8,740	8,320	8,070	7,910	7,370	7,260	5,630	3,780	3,010	牛ノ谷		
大聖寺	19,390	15,560	15,000	14,050	13,210	12,290	11,460	10,140	9,540	8,770	8,400	8,320	7,910	7,770	7,370	5,630	4,440	3,510	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(高校3箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位:円)	
南今庄	20,700	南今庄																			
今庄	21,420	7,390	今庄																		
湯尾	22,200	10,780	8,560	湯尾																	
南条	22,670	13,040	11,880	8,560	南条																
王子保	23,720	16,490	15,690	11,880	9,330	王子保															
武生	24,920	21,030	20,220	16,050	12,650	9,330	武生														
鯖江	27,210	22,460	22,200	20,700	16,490	13,040	10,020	鯖江													
北鯖江	28,920	22,670	22,530	21,830	20,700	16,050	12,650	8,560	北鯖江												
大土呂	31,820	23,720	23,010	22,670	22,200	20,700	16,490	11,880	9,330	大土呂											
越前花堂	34,020	24,740	23,960	23,010	22,670	21,830	20,700	15,690	11,880	8,560	越前花堂										
福井	35,040	25,670	24,740	23,720	23,010	22,460	21,030	16,490	15,380	10,020	7,390	福井									
森田	39,030	28,920	27,210	25,670	24,110	23,420	22,530	21,420	20,700	15,690	12,650	10,020	森田								
春江	40,810	30,070	28,530	26,550	24,920	23,720	23,010	22,200	21,030	16,490	15,380	12,650	7,390	春江							
丸岡	42,770	32,680	30,370	28,920	26,550	24,920	23,720	22,670	22,200	20,700	16,490	15,690	10,020	8,560	丸岡						
芦原温泉	46,620	36,520	34,550	31,820	30,070	27,210	25,000	23,720	23,010	22,460	21,830	20,700	15,690	13,040	10,020	芦原温泉					
細呂木	49,090	38,370	36,880	34,550	32,680	29,720	27,210	24,920	23,720	23,010	22,530	22,200	20,220	16,490	13,040	8,560	細呂木				
牛ノ谷	50,900	40,040	39,030	36,520	34,550	31,220	28,920	25,800	24,920	23,720	23,010	22,530	21,030	20,700	16,050	10,780	8,560	牛ノ谷			
大聖寺	55,300	44,340	42,770	40,040	37,710	35,040	32,680	28,920	27,210	25,000	23,960	23,720	22,530	22,200	21,030	16,050	12,650	10,020	大聖寺		

通学定期旅客運賃表(高校6箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)	
南今庄	39,180	南今庄																		
今庄	40,580	14,040	今庄																	
湯尾	42,040	20,420	16,220	湯尾																
南条	42,950	24,700	22,500	16,220	南条															
王子保	44,980	31,210	29,750	22,500	17,670	王子保														
武生	47,210	39,860	38,360	30,430	23,960	17,670	武生													
鯖江	51,530	42,560	42,040	39,180	31,210	24,700	18,990	鯖江												
北鯖江	54,780	42,950	42,710	41,370	39,180	30,430	23,960	16,220	北鯖江											
大土呂	60,290	44,980	43,620	42,950	42,040	39,180	31,210	22,500	17,670	大土呂										
越前花堂	64,490	46,860	45,400	43,620	42,950	41,370	39,180	29,750	22,500	16,220	越前花堂									
福井	66,420	48,670	46,860	44,980	43,620	42,560	39,860	31,210	29,130	18,990	14,040	福井								
森田	73,910	54,780	51,530	48,670	45,700	44,330	42,710	40,580	39,180	29,750	23,960	18,990	森田							
春江	77,300	56,970	54,050	50,300	47,210	44,980	43,620	42,040	39,860	31,210	29,130	23,960	14,040	春江						
丸岡	81,060	61,920	57,540	54,780	50,300	47,210	44,980	42,950	42,040	39,180	31,210	29,750	18,990	16,220	丸岡					
芦原温泉	88,310	69,220	65,460	60,290	56,970	51,530	47,380	44,980	43,620	42,560	41,370	39,180	29,750	24,700	18,990	芦原温泉				
細呂木	93,000	72,690	69,880	65,460	61,920	56,310	51,530	47,210	44,980	43,620	42,710	42,040	38,360	31,210	24,700	16,220	細呂木			
牛ノ谷	96,440	75,840	73,910	69,220	65,460	59,170	54,780	48,890	47,210	44,980	43,620	42,710	39,860	39,180	30,430	20,420	16,220	牛ノ谷		
大聖寺	104,800	84,040	81,060	75,840	71,390	66,420	61,920	54,780	51,530	47,380	45,400	44,980	42,710	42,040	39,860	30,430	23,960	18,990	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(中学1箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位: 円)
南今庄	5,640	南今庄																		
今庄	5,840	2,030	今庄																	
湯尾	6,050	2,940	2,340	湯尾																
南条	6,170	3,550	3,230	2,340	南条															
王子保	6,470	4,490	4,280	3,230	2,530	王子保														
武生	6,790	5,730	5,510	4,380	3,450	2,530	武生													
鯖江	7,420	6,120	6,050	5,640	4,490	3,550	2,730	鯖江												
北鯖江	7,890	6,170	6,140	5,950	5,640	4,380	3,450	2,340	北鯖江											
大土呂	8,670	6,470	6,280	6,170	6,050	5,640	4,490	3,230	2,530	大土呂										
越前花堂	9,280	6,750	6,530	6,280	6,170	5,950	5,640	4,280	3,230	2,340	越前花堂									
福井	9,560	7,000	6,750	6,470	6,280	6,120	5,730	4,490	4,190	2,730	2,030	福井								
森田	10,650	7,890	7,420	7,000	6,560	6,390	6,140	5,840	5,640	4,280	3,450	2,730	森田							
春江	11,130	8,190	7,780	7,250	6,790	6,470	6,280	6,050	5,730	4,490	4,190	3,450	2,030	春江						
丸岡	11,670	8,910	8,300	7,890	7,250	6,790	6,470	6,170	6,050	5,640	4,490	4,280	2,730	2,340	丸岡					
芦原温泉	12,710	9,960	9,420	8,670	8,190	7,420	6,810	6,470	6,280	6,120	5,950	5,640	4,280	3,550	2,730	芦原温泉				
細呂木	13,400	10,470	10,060	9,420	8,910	8,110	7,420	6,790	6,470	6,280	6,140	6,050	5,510	4,490	3,550	2,340	細呂木			
牛ノ谷	13,890	10,920	10,650	9,960	9,420	8,530	7,890	7,020	6,790	6,470	6,280	6,140	5,730	5,640	4,380	2,940	2,340	牛ノ谷		
大聖寺	15,090	12,100	11,670	10,920	10,270	9,560	8,910	7,890	7,420	6,810	6,530	6,470	6,140	6,050	5,730	4,380	3,450	2,730	大聖寺	

通学定期旅客運賃表(中学3箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位：円)	
南今庄	16,100	南今庄																			
今庄	16,650	5,750	今庄																		
湯尾	17,260	8,390	6,660	湯尾																	
南条	17,630	10,140	9,230	6,660	南条																
王子保	18,450	12,820	12,200	9,230	7,260	王子保															
武生	19,370	16,360	15,730	12,480	9,840	7,260	武生														
鯖江	21,160	17,460	17,260	16,100	12,820	10,140	7,790	鯖江													
北鯖江	22,490	17,630	17,520	16,980	16,100	12,480	9,840	6,660	北鯖江												
大土呂	24,740	18,450	17,890	17,630	17,260	16,100	12,820	9,230	7,260	大土呂											
越前花堂	26,460	19,240	18,640	17,890	17,630	16,980	16,100	12,200	9,230	6,660	越前花堂										
福井	27,250	19,960	19,240	18,450	17,890	17,460	16,360	12,820	11,960	7,790	5,750	福井									
森田	30,360	22,490	21,160	19,960	18,750	18,210	17,520	16,650	16,100	12,200	9,840	7,790	森田								
春江	31,740	23,390	22,190	20,650	19,370	18,450	17,890	17,260	16,360	12,820	11,960	9,840	5,750	春江							
丸岡	33,260	25,410	23,610	22,490	20,650	19,370	18,450	17,630	17,260	16,100	12,820	12,200	7,790	6,660	丸岡						
芦原温泉	36,260	28,400	26,870	24,740	23,390	21,160	19,450	18,450	17,890	17,460	16,980	16,100	12,200	10,140	7,790	芦原温泉					
細呂木	38,180	29,840	28,690	26,870	25,410	23,110	21,160	19,370	18,450	17,890	17,520	17,260	15,730	12,820	10,140	6,660	細呂木				
牛ノ谷	39,590	31,130	30,360	28,400	26,870	24,280	22,490	20,070	19,370	18,450	17,890	17,520	16,360	16,100	12,480	8,390	6,660	牛ノ谷			
大聖寺	43,020	34,490	33,260	31,130	29,330	27,250	25,410	22,490	21,160	19,450	18,640	18,450	17,520	17,260	16,360	12,480	9,840	7,790	大聖寺		

通学定期旅客運賃表(中学6箇月)

(単位:円)

	敦賀																			(単位:円)	
南今庄	30,470	南今庄																			
今庄	31,560	10,920	今庄																		
湯尾	32,700	15,890	12,610	湯尾																	
南条	33,400	19,200	17,500	12,610	南条																
王子保	34,990	24,280	23,130	17,500	13,740	王子保															
武生	36,720	31,000	29,830	23,670	18,640	13,740	武生														
鯖江	40,080	33,100	32,700	30,470	24,280	19,200	14,770	鯖江													
北鯖江	42,600	33,400	33,220	32,170	30,470	23,670	18,640	12,610	北鯖江												
大土呂	46,890	34,990	33,930	33,400	32,700	30,470	24,280	17,500	13,740	大土呂											
越前花堂	50,160	36,450	35,310	33,930	33,400	32,170	30,470	23,130	17,500	12,610	越前花堂										
福井	51,660	37,850	36,450	34,990	33,930	33,100	31,000	24,280	22,660	14,770	10,920	福井									
森田	57,490	42,600	40,080	37,850	35,540	34,480	33,220	31,560	30,470	23,130	18,640	14,770	森田								
春江	60,120	44,310	42,040	39,120	36,720	34,990	33,930	32,700	31,000	24,280	22,660	18,640	10,920	春江							
丸岡	63,040	48,160	44,750	42,600	39,120	36,720	34,990	33,400	32,700	30,470	24,280	23,130	14,770	12,610	丸岡						
芦原温泉	68,680	53,830	50,900	46,890	44,310	40,080	36,840	34,990	33,930	33,100	32,170	30,470	23,130	19,200	14,770	芦原温泉					
細呂木	72,330	56,540	54,350	50,900	48,160	43,800	40,080	36,720	34,990	33,930	33,220	32,700	29,830	24,280	19,200	12,610	細呂木				
牛ノ谷	75,010	58,990	57,490	53,830	50,900	46,020	42,600	38,020	36,720	34,990	33,930	33,220	31,000	30,470	23,670	15,890	12,610	牛ノ谷			
大聖寺	81,510	65,360	63,040	58,990	55,520	51,660	48,160	42,600	40,080	36,840	35,310	34,990	33,220	32,700	31,000	23,670	18,640	14,770	大聖寺		

通学定期旅客運賃表(小学1箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)			
南今庄	2,810	南今庄																				
今庄	2,910	1,010	今庄																			
湯尾	3,010	1,470	1,170	湯尾																		
南条	3,090	1,770	1,620	1,170	南条																	
王子保	3,230	2,250	2,140	1,620	1,260	王子保																
武生	3,390	2,870	2,750	2,180	1,720	1,260	武生															
鯖江	3,710	3,060	3,010	2,810	2,250	1,770	1,370	鯖江														
北鯖江	3,940	3,090	3,070	2,970	2,810	2,180	1,720	1,170	北鯖江													
大土呂	4,340	3,230	3,130	3,090	3,010	2,810	2,250	1,620	1,260	大土呂												
越前花堂	4,630	3,370	3,260	3,130	3,090	2,970	2,810	2,140	1,620	1,170	越前花堂											
福井	4,780	3,500	3,370	3,230	3,130	3,060	2,870	2,250	2,090	1,370	1,010	福井										
森田	5,310	3,940	3,710	3,500	3,280	3,190	3,070	2,910	2,810	2,140	1,720	1,370	森田									
春江	5,550	4,080	3,890	3,620	3,390	3,230	3,130	3,010	2,870	2,250	2,090	1,720	1,010	春江								
丸岡	5,830	4,450	4,140	3,940	3,620	3,390	3,230	3,090	3,010	2,810	2,250	2,140	1,370	1,170	丸岡							
芦原温泉	6,340	4,980	4,700	4,340	4,080	3,710	3,400	3,230	3,130	3,060	2,970	2,810	2,140	1,770	1,370	芦原温泉						
細呂木	6,690	5,230	5,020	4,700	4,450	4,040	3,710	3,390	3,230	3,130	3,070	3,010	2,750	2,250	1,770	1,170	細呂木					
牛ノ谷	6,940	5,460	5,310	4,980	4,700	4,260	3,940	3,510	3,390	3,230	3,130	3,070	2,870	2,810	2,180	1,470	1,170	牛ノ谷				
大聖寺	7,540	6,050	5,830	5,460	5,130	4,780	4,450	3,940	3,710	3,400	3,260	3,230	3,070	3,010	2,870	2,180	1,720	1,370	大聖寺			

通学定期旅客運賃表(小学3箇月)

(単位:円)

	敦賀																				(単位:円)	
南今庄	8,040	南今庄																				
今庄	8,330	2,870	今庄																			
湯尾	8,620	4,190	3,330	湯尾																		
南条	8,810	5,070	4,610	3,330	南条																	
王子保	9,220	6,410	6,100	4,610	3,620	王子保																
武生	9,680	8,180	7,860	6,240	4,910	3,620	武生															
鯖江	10,570	8,730	8,620	8,040	6,410	5,070	3,900	鯖江														
北鯖江	11,250	8,810	8,760	8,480	8,040	6,240	4,910	3,330	北鯖江													
大土呂	12,370	9,220	8,940	8,810	8,620	8,040	6,410	4,610	3,620	大土呂												
越前花堂	13,230	9,620	9,310	8,940	8,810	8,480	8,040	6,100	4,610	3,330	越前花堂											
福井	13,620	9,980	9,620	9,220	8,940	8,730	8,180	6,410	5,970	3,900	2,870	福井										
森田	15,170	11,250	10,570	9,980	9,380	9,100	8,760	8,330	8,040	6,100	4,910	3,900	森田									
春江	15,870	11,690	11,090	10,320	9,680	9,220	8,940	8,620	8,180	6,410	5,970	4,910	2,870	春江								
丸岡	16,630	12,710	11,800	11,250	10,320	9,680	9,220	8,810	8,620	8,040	6,410	6,100	3,900	3,330	丸岡							
芦原温泉	18,120	14,200	13,430	12,370	11,690	10,570	9,720	9,220	8,940	8,730	8,480	8,040	6,100	5,070	3,900	芦原温泉						
細呂木	19,080	14,920	14,330	13,430	12,710	11,550	10,570	9,680	9,220	8,940	8,760	8,620	7,860	6,410	5,070	3,330	細呂木					
牛ノ谷	19,790	15,560	15,170	14,200	13,430	12,140	11,250	10,030	9,680	9,220	8,940	8,760	8,180	8,040	6,240	4,190	3,330	牛ノ谷				
大聖寺	21,500	17,240	16,630	15,560	14,660	13,620	12,710	11,250	10,570	9,720	9,310	9,220	8,760	8,620	8,180	6,240	4,910	3,900	大聖寺			

通学定期旅客運賃表(小学6箇月)

(単位:円)

	敦賀																		(単位:円)	
南今庄	15,240	南今庄																		
今庄	15,770	5,460	今庄																	
湯尾	16,340	7,940	6,300	湯尾																
南条	16,700	9,600	8,750	6,300	南条															
王子保	17,490	12,130	11,560	8,750	6,870	王子保														
武生	18,350	15,500	14,910	11,830	9,310	6,870	武生													
鯖江	20,030	16,550	16,340	15,240	12,130	9,600	7,380	鯖江												
北鯖江	21,290	16,700	16,610	16,090	15,240	11,830	9,310	6,300	北鯖江											
大土呂	23,450	17,490	16,960	16,700	16,340	15,240	12,130	8,750	6,870	大土呂										
越前花堂	25,070	18,220	17,650	16,960	16,700	16,090	15,240	11,560	8,750	6,300	越前花堂									
福井	25,820	18,920	18,220	17,490	16,960	16,550	15,500	12,130	11,320	7,380	5,460	福井								
森田	28,740	21,290	20,030	18,920	17,770	17,240	16,610	15,770	15,240	11,560	9,310	7,380	森田							
春江	30,060	22,140	21,020	19,550	18,350	17,490	16,960	16,340	15,500	12,130	11,320	9,310	5,460	春江						
丸岡	31,520	24,080	22,370	21,290	19,550	18,350	17,490	16,700	16,340	15,240	12,130	11,560	7,380	6,300	丸岡					
芦原温泉	34,340	26,910	25,450	23,450	22,140	20,030	18,420	17,490	16,960	16,550	16,090	15,240	9,600	7,380	芦原温泉					
細呂木	36,160	28,270	27,160	25,450	24,080	21,890	20,030	18,350	17,490	16,960	16,610	16,340	14,910	12,130	9,600	6,300	細呂木			
牛ノ谷	37,510	29,490	28,740	26,910	25,450	23,010	21,290	19,010	18,350	17,490	16,960	16,610	15,500	15,240	11,830	7,940	6,300	牛ノ谷		
大聖寺	40,750	32,680	31,520	29,490	27,750	25,820	24,080	21,290	20,030	18,420	17,650	17,490	16,610	16,340	15,500	11,830	9,310	7,380	大聖寺	

別表4

割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

○第40条第1項の割引額は、表中に定める割引率をもって計算する。

割引種別	割引運賃の種類	発売条件	
1 被救護者割引 【券面の割引表示】 被救護者用「救」 付添人用「添」	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 西日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第6号。)第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、または救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第30条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出した場合に発売する。 (2) 旅客運賃割引証1枚について1人1回に限る。 (3) 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人をつけることができる。(この場合は、被救護者が往路用の片道乗車券であっても、付添人に対しては往復乗車券を発売できる。)	5割引
2 身体障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合「身」 ○介護者付の場合 身体障害者本人用「障」 介護者用「介」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者 【取扱区間】 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は当社線、旅客鉄道会社線および連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線を跨いで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。 【手帳の携帯】 身体障害者またはその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種または第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者が介護者(1人を限度)とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	5割引
	定期旅客運賃	(1) 第1種または第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、口頭または適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者(1人を限度)とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。 ※通学定期乗車券については、高校・中学・小学に適用する割引との重複割引は行わない。	
	普通回数旅客運賃	(1) 第1種または第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者が介護者(1人を限度)とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	

3 知的障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合 「療」 ○介護者付の場合 知的障害者本人用「育」 介護者用 「護」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者 【取扱区間】 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は当社線、旅客鉄道会社線および連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で旅客鉄道会社線を跨いで乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間に限る。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券を払いもどしする場合は、知的障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。 【手帳の携帯】 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種または第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	5割引
	定期旅客運賃	(1) 第1種または第2種知的障害者が療育手帳を呈示し、かつ、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者および12才未満の第2種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。	
	普通回数旅客運賃	(1) 第1種または第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	
4 精神障害者割引 【券面の割引表字】 ○単独の場合「健」 ○介護者付の場合 精神障害者本人用「福」 介護者用「付」 【介護者】 係員が介護能力があると認められる者 【取扱区間】 精神障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。 精神障害者が旅客鉄道会社線をまたいで乗車する場合は、取扱わない。 【払いもどし】 介護者に対して発売した乗車券を払いもどしする場合は、精神障害者に対する乗車券と介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限る。	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 1級から3級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳(表紙の記載は「障害者手帳」)を呈示した場合に発売する。 (2) 1級精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	5割引
	定期旅客運賃	(1) 1級から3級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 1級精神障害者および12才未満の2級及び3級精神障害者が介護者（1人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。	

【手帳の携帯】 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。	普通回数旅客運賃	(1) 1 級から 3 級の精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 1 級精神障害者が介護者（1 人を限度）とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人および介護者に対して発売する。	
5 割引の定期乗車券 【券面の割引表示】 第 1 号「中・学」 第 2 号「小・学」 第 3・4 号「高・学」 第 5 号「養」	通学定期旅客運賃	(1) 中学校（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）および特別支援学校の中学部の生徒に対し発売する。 (2) 小学校及び特殊学校の小学部の児童に対し発売する。 (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）および特別支援学校の高等部の生徒 (4) 高等専門学校の第 3 学年以下の学生 (5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 に規定する公共能力開発施設において普通職業訓練（短期過程にあつては、中学校卒業等を対象とする訓練期間が 1 年のものに限る。）を受ける訓練生	3 割引 3 割引 1 割引 1 割引 1 割引
6 特定者用定期乗車券 【券面の割引表示】 「保」	通勤定期旅客運賃	(1) 被保護世帯に属するものが、特定者資格証明書を提示した場合に発売する。 (2) 取扱区間は、当社線各駅相互間とする。	3 割引
7 通学用割引普通回数乗車券（通信教育用） 【券面の割引表示】 「学」	普通回数旅客運賃（大人のみ）	通信教育を受ける次の学生または生徒が、面接授業または試験のため、当社線の区間を同じくして乗車する場合で、その指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合は、当該指定学校の最寄り駅までの区間について発売する。 (1) 放送大学学園法（昭和 56 年法律第 80 号）第 20 条の規定により設置された大学の学生 (2) 通信教育を行う高等学校の生徒	2 割引 5 割引

別表 5

危険品

品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
1	火薬類	1 火薬 ア 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 イ 無煙火薬、その他硝酸エステルとする火薬 ウ 過塩素酸を主とする火薬 2 爆発 ア 雷こう、その他起爆薬 イ 硝安爆薬 ウ 塩素酸カリ爆発 エ カーリット オ その他の硝酸塩、塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬 カ 硝酸エステル類 キ ダイナマイト ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 3 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、道爆線、雷管または火管付薬きょう、火薬または爆薬を装てんした弾丸類、星火榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器、荷造ともの重量が 1 キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収容した銃用雷管または信号雷管付薬きょうで 400 個以内のもの。 (3) 銃用実包または銃用空包で、帯または薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収容した 200 個以内のもの。
2	高圧ガス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭素ガス（二酸化炭素）、亜酸化塩素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体塩素、液体アンモニア、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フレオンー12、フレオンー22、液化シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロランド）、液化酸化エチル、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで 2 本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで 2 本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2 リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が 2 キログラム以内のもの。

3	マッチと 軽火工品	(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒含む）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大型紙雷管を含む）がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他玩具用軽火工品で、容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんであって実重量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始動筒で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
4	油紙、 油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トリオール）、キシレン（キシロール又はザイロール）、メタノール（メチルアルコール又は木精）、アルコール（変性アルコールを含む）、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル（エチルプロマイド）、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く）で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフエノール、その他の可燃性固体およびその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む）、弗化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ破損するおそれのない荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ且つ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの。

9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないように荷造りした 0.5 リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造ともの重量が 3 キログラム以内のもの。
10	揮発性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルビクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮発性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。 (2) 揮発性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造りとの重量が 3 キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品および同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が 300 グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC 剤、DDT 剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN 剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で 2 本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。